

外国人の在留資格認定証明書交付に関わる
規制改革要望について

2014年5月
ジェトロ対日投資部

現状

- 日本に拠点(子会社、支店又は駐在員事務所)を設立し、当該拠点の代表者又は従業員として本国から外国人を派遣する際は、在留資格認定証明書(投資・経営、企業内転勤等)が必要となる。
- 在留資格認定証明書の取得のためには、地方入国管理局に申請を行う必要があるが、地方入国管理局長が相当と認めれば、申請時に「本邦にある外国人」又は代理人(当該外国人を受け入れようとする機関の職員等)は出頭することを要されない(その場合は、代行の依頼を受けた弁護士又は行政書士等が提出を行うものとされる)。
- 但し、申請時に、当該拠点に雇用される日本人など申請の代理人となり得る者がいない場合は、「本邦にある外国人」であることを満たすため、弁護士又は行政書士等に提出代行を依頼していても、申請書の提出時に外国人が日本に滞在していることを要されることがある。
- そのため、申請書の提出時に、「本邦にある外国人」という状態を満たすためだけに、外国人が日本出張を余儀なくされるケースがある。

※根拠法令

- 在留資格認定証明書の申請における外国人の日本滞在要件：
出入国管理及び難民認定法施行規則 第六条の二 第4項

交付申請時の対応状況

当該拠点に雇用される日本人など申請の代理人となり得る者がいない場合において、外国人が在留資格認定証明書の交付申請をする際、ほとんどのケースにおいて、日本での滞在を要されるため、

提出代行を行う弁護士又は行政書士は、申請者の日本での滞在日にあわせて申請書を提出している。

※申請書と共に、申請者の入国日が確認できるパスポートのコピーを添付することもある。

～諸外国では～

就労を目的としたビザ(在留資格認定証明書の取得など)の申請・取得に関し、投資先国への入国前に必要な手続きにおいて、米国・英国・フランス・ドイツ・シンガポール・韓国などでは、当該国に渡航もしくは滞在するといった要件はない。



解決策(案)

在留資格認定証明書の申請者である外国人が申請時に本邦にいなくても、申請書の提出代行を行う弁護士又は行政書士等が、代理人として当該証明書の交付申請ができるようにする。

【在留資格(投資先国の行政当局)→ビザ(在外公館)で手続きのケース<日本、米国>】

入国前に、①投資先国の行政当局(入国管理局、移民局等)から在留資格証明書等を取得し、②在外公館にて、当該在留資格に基づくビザを取得する。

米国では、代理人が在留資格証明書等の取得手続きを行うことが可能。

【ビザ(在外公館)→在留資格(投資先国の行政当局)で手続きのケース<フランス、韓国>】

入国前に、①ビザを取得し、②入国後に投資先国の行政当局にて滞在許可証・滞留資格を取得する。

ビザの申請・取得に際し、投資先国への渡航を求められることはない。

【ビザ(在外公館)で手続きのケース<英国>】

入国前に、在外公館にてビザを取得する。

ビザの申請・取得に際し、投資先国への渡航を求められることはない。

【滞在許可・雇用許可証(投資先国の行政当局)で手続きのケース <ドイツ、シンガポール>】

ビザ・ウェイバー(短期滞在)で入国した後、投資先国の行政当局にて滞在許可・雇用許可証を取得する。

入国後に、滞在許可・雇用許可証の取得の際には、申請者が行政当局に出頭する必要がある。

※ドイツはNRW州のケース(州毎に異なる)。シンガポールでは、代理人による申請が可能。